

3. 計画被ばく状況

範囲

3.1 {2.1} 以下に示す活動は、本章に記載する被ばく状況に関する要件が適用される行為と見なされる。

- (a) 密封線源、非密封線源などの放射性物質及び、その元素又は放射性特性のために放射性核種を採り入れた消費材を含む放射性物質及び装置の製造及び輸送。
- (b) 線形加速器、サイクロトロン、及び固定式と可動式のエクセス線装置など、放射線を発生する装置の製造。
- (c) 原子力発電、及び放射線又は放射性物質の被ばくを伴う、あるいは伴う可能性のある核燃料サイクル中のその他いずれかの活動。
- (d) 医療、産業、獣医学、法律、保安又は農業目的の放射線又は放射性物質の使用、ならびにそれらの使用が放射線被ばくに影響する可能性のある関連機器、ソフトウェア及び装置の使用。
- (e) 教育、訓練又は研究のための放射線又は放射性物質の使用。これには放射線又は放射性物質の被ばくを伴う、あるいは伴う可能性があるそれらの使用に関係する活動を含む。(分離して追加)
- (f) 規制機関が指定したその他のいずれかの活動。

3.2 {2.2} 本章に記載する計画被ばく状況に関する要件は、行為における以下の線源に適用される。

- (a) 放射性物質を含む施設、又は放射線を発生する装置を含む施設。これには、放射線又は放射性物質の被ばくを伴う、又は伴う可能性のある原子力施設、医療用放射線施設、獣医学用放射線施設、放射性廃棄物管理施設、放射性物質処理施設、照射施設、鉍物採取及び処理施設が含まれる。
- (b) 規制機関の要件に従い、必要に応じて、上記の施設内にある個々の線源。

3.3 {2.4} 本章に記載する計画被ばく状況に関する要件は、通常被ばく及び潜在被ばくの両方を含む。任意の行為又はある行為中の線源に起因するような全ての職業被ばく、医療被ばく又は公衆被ばくに適用される。

3.4 {2.5, VI 3} 自然線源による被ばくは、通常、現存被ばく状況とみなす事とし、本章に記載する計画被ばく状況に関する要件が自然線源による以下の被ばくに適用される以外、第5章の要件の対象とする。

- (a) 食料、飼料、飲料水、及び土壌改良、空気中のラドン、建築資材及び3.1項に指定する環境中の現存する残留物を除き、 ^{238}U 、 ^{235}U 、 ^{232}Th を源とする壊変系列中のいずれかの放射性核種の放射能濃度については1 Bq/g以上、又は ^{40}K の放射能濃度については10 Bq/g以上の物質による被ばく、
- (b) 流出水、又は(a)に記載した物質に関係する行為から発生した放射性廃棄物の管理

からもたらされる公衆被ばく。

- (c) 5.28 項に沿った改善措置の実施後も作業場所の空気中のラドンの放射能濃度が引き続き $1,000\text{Bq/m}^3$ 以上の、現存被ばく状況におけるラドンによる職業被ばく、
- (d) 宇宙活動における宇宙線による職業被ばく

包括的要件

- 3.5 (2.8、一部) いかなる法人も、本基準の適切な要件に従わない限り、任意の行為を、採用、導入、実施、中止又は停止してはならず、あるいは本基準の適切な要件に従わない限り、ある行為中で、線源を必要に応じて採掘、抽出、加工、設計、製造、製作、組み立て、導入、取得、輸入、輸出、流通、販売、貸与、貸借、譲受、配置、設置、使用開始、所有、使用、運転、維持、修理、譲渡、廃止、解体、移動、保管又は処分してはならない。
- 3.6 (2.8、一部) 本基準の要件を計画被ばく状況へ適用する場合は、その適用が、当該行為又は線源の特性と、被ばくの規模及び可能性に見合っていないければならず、また、全ての要件が全ての行為又は線源に該当せず、あるいは 3.5 項に指定する全ての措置に関係するとは限らないことに注意して、規制機関が指定した全ての要件にも適合しなければならない。
- 3.7 ある被ばく状況が、3.1 項の観点から、本章の計画被ばく状況に関する要件の対象とすべき現在実施中の活動に起因することが特定された場合、規制機関は、当該活動に責任を有する法人に対し、かかる要件に適合させるための妥当な期間を与えなければならない。

行政上の要件

届出

- 3.8 (2.10) 3.5 項に規定されたいずれかの活動を実施使用とする法人は、規制機関にその意図を届出なければならない⁵。消費材に関する届出は、製造、組立て、保守、輸入及び流通に関してのみ必要である。

許認可；登録又は許可の付与

- 3.9 (2.11、2.12) 3.5 項に規定された活動のいずれかを実施しようとする法人は、届出だけで十分な場合を除き⁶、規制機関に対し、登録⁷又は許認可の発給のいずれかの形式をとる承認申請を行わなければならない。

⁵ 当該行為又は活動に付随する通常被ばくが、規制機関の規定する適切な限度の極僅かな部分を超える可能性が低い場合、また、潜在被ばくの可能性と予測量及び他の有害な結果が無視しうる場合、届出だけで十分である。

⁶ 3.33 から 3.137 項までの消費材に関する要件も参照されたい。

⁷ 登録の対象となる典型的な行為は、(a) 安全が主に施設と装置の設計によって保証されている；(b) 操作手順が単純で実行しやすい；(c) 安全訓練要件が最低限である；及び (d) 操業経歴において安全に関する問題がほとんどない行為である。登録は、その操業状態が大幅に変化しない行為に最も適している。

- 3.10 {2.13} 承認申請を行う全ての法人は、以下の事項を実施しなければならない。
- (a) 申請を裏付けるに足る必要な関連情報を規制機関に提供すること、
 - (b) 必要に応じて、登録又は許認可のいずれかが認められるまでは、3.5 項に記載されたいかなる措置も実施を差し控えること、
 - (c) 線源に起因する被ばくの性質、規模及び可能性を評価し、作業従事者と公衆の両者の防護及び安全のためにあらゆる必要な手段を講じること、
 - (d) もし被ばくの可能性が規制機関の定めるレベル以上の場合、安全評価を実施し、申請の一部として規制機関に提出すること、
 - (e) 規制機関によって義務付けられている場合、施設又は活動が呈する危険性に見合った、環境影響に対する適切な評価を実施すること。

免除

- 3.11 {2.17} 規制機関は、その判断の根拠として以下の事項を利用し、届出、登録又は免許発給を含む本基準の要件の一部あるいは全部から、免除できる行為又は行為中の線源を決定しなければならない。
- (a) 別表 1 に記載された原則又は免除基準、もしくは、
 - (b) 規制機関が、別表 1 に記載された原則又は免除基準に基づいて定義した、いずれかの免除レベル。

- 3.12 {2.18} 正当と見なされない行為に対して免除を許可してはならない。

クリアランス

- 3.13 {2.19} 届出された、又は承認された行為中の、物質及び物品を含む線源は、それらが別表 1 に明記されるクリアランスに関する基準と一致している場合、又は自然線源の場合、放射能濃度が、(a)項に記載された数値を超えなければ、本基準のそれ以上の要件の適用から除外してもよい。

責任

- 3.14 登録事業は及び許認可取得事業者は、防護及び安全に関する主要な責任を負わなければならない。
- 3.15 {2.15} 登録事業者及び許認可取得事業者は、彼らが認可されている行為と線源の防護及び安全を確実にするために必要な技術的措置及び組織的措置を準備し、実行する責任を持たなければならない。
- 登録事業者及び許認可取得事業者は、これらの責任に関連する活動や任務を実行するため他の人々を任命してもよいが、活動と任務自体に対する責任は保持し続けなければならない。また、登録事業者及び許認可取得事業者は、本基準との適合を確実にするために任命した個人を明確にしなければならない。

3.16 {2.16} 登録事業者及び免許取得事業者は、承認された行為又は線源に対して変更を加えようとする場合、その変更が防護及び安全にとって重要な意味をもちうる時は、必ず、その意図を規制機関に通知しなければならない。そして、規制機関によって明確に承認されない限り、そのような変更を行ってはならない。

3.17 {IV16} 登録事業者及び許認可取得事業者は、必要に応じて、以下を実施しなければならない。

- (a) 線源の使用期間を通して、その防護及び安全に対する責任と説明義務の明確なラインを確立し、必要に応じ、防護及び安全に対する組織的な措置を確立すること。
- (b) 3.10(d)項で要求されているように、規制機関により特定の安全評価が必要であると規定されたレベル以上の被ばくを発生させる可能性がある線源については、特定の評価を実施し、かつ、常にそれを更新すること。
- (c) 起こりえる潜在被ばくの影響、その規模と発生確率、さらにその潜在被ばくにより影響を受ける可能性のある人数を評価すること、
- (d) 安全を維持するため、運転手順と取り決めに整備し、適切な管理体系に基づき、定期的な見直しと更新を行うこと、
- (e) 事故、事件及び事象について、報告及び教訓を取得する手順を確立すること、
- (f) 防護及び安全対策の全体的な有効性を定期的に検討するための仕組みを確立すること、
- (g) 線源を、その使用期間全体を通じて、防護及び安全に関する設計要件に適合した状態で維持できるように、適切な保守、試験、検査、及び修理を必要に応じて確実に実施する措置を講じること、
- (h) 発生した全ての放射性廃棄物の安全な管理を確実に実施するための措置を講じること。

防護及び安全体系の適用

行為の正当化

3.18 {2.20} 政府又は規制機関は、必要に応じて、ある行為が正当であるかどうか決定するための措置が実施されていること、また、正当化された行為だけが承認されるよう確実に措置しなければならない。⁸

3.19 {2.22} 医療被ばくに関わる正当化された行為を除き⁹、放射性物質の意図的な添加又は放射化により、関連する日用品や製品中の放射能が増加するような以下のような行為は正当化されないものと見なす。

- (a) 人による経口摂取、吸入、経皮吸収又は人に塗布することを意図した食品、飼料、飲料、化粧品、又はその他の日用品もしくは製品に関連する行為。

⁸ このような措置には、必ずしも放射線の安全な使用に関する直接的な責任を持たない保健、法務、移民、保安の各省庁など、複数の政府機関が関係する可能性がある。

⁹ 医療被ばくの正当化に関する特定の要件は、3.151 から 3.157 項に記載する。

- (b) 玩具、個人用の宝石や装身具のような日用品又は製品における放射線又は放射性物質の軽率な使用に関連する行為。

防護及び安全の最適化

- 3.20 {2.24} 登録事業者及び許認可取得事業者は、防護及び安全が最適化されるよう確実に措置しなければならない。
- 3.21 {2.25} 登録事業者及び許認可取得事業者は、職業被ばく及び公衆被ばくに関し¹⁰、以下の目標の達成に寄与するため、全ての該当する要因を防護及び安全の最適化のプロセス中で首尾一貫した方法で考慮するよう確実に措置しなければならない。
- (a) 被ばくの種類、程度及び可能性と共に、利用可能な防護及び安全に関する選択肢を考慮しながら、最も優勢な状況に対し、最適化された防護措置と安全措置を決定すること；及び
- (b) 事故の防止とその影響の軽減のために講じる措置により被ばくとその発生確率を制限するため、最適化の結果に基づいた基準を確立すること。
- 3.22 {2.26} 登録事業者及び許認可取得事業者は、職業被ばくと公衆被ばくに関し、必要に応じて、ある行為における特定の線源に関連する防護及び安全の最適化プロセスが、適切な線量拘束値に従うよう確実に措置しなければならない。

線量限度

- 3.23 {2.23} 個人の通常被ばくは、承認された特定の行為による個人の通常被ばくが、合計等価線量又は関係する臓器又は組織の合計実効線量のいずれも、別表Ⅱに定める関連する線量限度を超えないように制限する措置を確実に講じなければならない。但し、線量限度は医療被ばくには適用してはならない。
- 3.24 規制機関は、それが必要な場合、複数の承認された異なる行為による被ばくの考え得る組み合わせにより別表Ⅱに記載されている線量限度を確実に超えないようにするため、登録事業者及び許認可取得事業者がどのような追加制限を遵守させるかどうかを決定しなければならない。

人への非医療目的の撮像；正当化

- 3.25 政府は、従来の放射線機器を使用して医療従事者が実施するか、あるいは、例えば、非医療目的の画像装置を使用して医療従事者以外の要員が実施するか否かに関わらず、診断目的又は治療目的を意図せずに、人を放射線に被ばくさせる全ての撮像手順に、3.19 項で説明した行為の正当化に関する措置が適用されるよう確実に措置しなければならない。最適化のプロセスには、電離放射線を使用しない非医療目的を持った人

¹⁰ 医療被ばくの最適化に関する要件は、3.160 から 3.181 項に記載する。

の撮像に関する代替方法の使用に関する考察も含めなければならない¹¹。また、特に以下の事項に注意しなければならない。

- (a) {II6} 臨床上の適応と関係なく実施される、職業上、及び法的又は保険業務の目的¹²を持った全ての放射線による検査は、検査される個人の健康について有益な情報を、提供すると予測される特殊な状況以外、正当化されないと見なさなければならない。
- (b) {II9} 盗難を検知する目的での放射線を使用した人の撮像は、正当化であると見なしてはならない。
- (c) 身体内に隠した兵器又は密輸品の検出を目的とした人に対するエックス線検査など、保安目的の放射線を使用した人の撮像は、例えば、テロリストの脅威など、国民全体に予測される便益が、放射線による損害を含む経済的及び社会的犠牲を補って余りある様な特殊な状況以外、正当と見なしてはならない。(追加)
- (d) 貨物の審査中の車両又はコンテナ中の人への照射は、当該車両の運転者など、そこに存在することが判ってより、被ばくする可能性のある個人が書面によるインフォームド・コンセントを与えない限り、正当と見なしてはならない。

人の非医療目的の撮像；規制管理

- 3.26 3.25 項に記載されたプロセスにより、人の非医療目的の撮像を伴う特定の行為が正当化された場合、当該行為は規制管理の対象としなければならない。
- 3.27 規制機関は、必要に応じて他の関係機関及び専門機関と協力して、これらの承認対象行為に関する要件を確立しなければならない。
- 3.28 登録事業者及び許認可取得事業者は、3.25(a)項で特定した職業上及び法的又は保険業務の目的を持つ正当化された放射線検査が、3.159 項から 3.177 項に記載された医療被ばくに関する最適化の要件に適合するよう確実に措置しなければならない。
- 3.29 保安目的、及び 3.25 (c) と(d)項で特定した不法活動又は秘密活動の検出を目的とした、正当化された非医療目的の人の撮像により発生する被ばくは、公衆被ばくとして見なされなければならない。また、登録事業者又は許認可取得事業者は、計画被ばく状況における公衆被ばくに関する要件に適合していること、また、特に防護及び安全の最適化の結果が、規制機関が定めるいずれかの線量拘束値の対象となるように確実に措置を講じなければならない。

¹¹ このような技法には、電氣的な及び磁氣的な撮像、超音波及びソナー、磁気共鳴撮像、及び核磁共鳴、マイクロ波撮像、テラヘルツ撮像、赤外線撮像及び可視撮像などが含まれる。

¹² 検査には、雇用又は職業に対する適性検査、保険加入前の検査又は入国検査、移動又は指名前の運動競技者に対する評価、刑事訴追又は入国管理状況のための年齢決定、あるいは法医学的根拠を得るための検査などが含まれる。

- 3.30 空港などの公共の場所における保安目的で個人へのエックス線検査に関して承認を受けた登録事業者及び許認可取得事業者は、個人が被ばくするかどうか選択できるようにボディチェックなど電離放射線を使用しない代替技術が利用可能であるよう確実に措置しなければならない。
- 3.31 登録事業者又は許認可取得事業者は、3.25 (c) 項で特定した保安目的で行う人の非医療目的の撮像、又は 3.25 (d) 項で特定した貨物検査で使用される全ての装置が、それらが使用される国へ輸入されたか、もしくは国内で製造されたかに関わらず、国際電気科学委員会 (IEC) 及び国際標準化機構 (ISO) の該当する基準又は他の同等の国内基準に適合するように確実に措置しなければならない。

安全評価

- 3.32 {2.37 と IV 3} 登録事業者及び許認可取得事業者は、彼らが責任を有する行為又は線源に対して、包括的な、あるいは特定の、いずれかの安全評価を実施しなければならない。防護及び安全対策に関係する安全評価は、設置、設計、製造、製作、組立て、コミッションング、運転、保守及び廃止措置を含む様々な段階において、必要に応じ、以下の目的で実施しなければならない。
- (a) 線源及びそれらの関連装置に直接係る事象だけにとどまらず、外部事象の影響も考慮しながら、通常被ばく及び潜在被ばくの発生経路を特定すること、
 - (b) 通常被ばくの予想される大きさを決定し、合理的かつ実際の範囲で、潜在被ばくの確率及び程度を推定すること、
 - (c) 防護及び安全対策の品質と程度を評価すること。
- 3.33 {IV 4} 安全評価は、必要に応じて以下の事項の体系的かつ批判的な審査を含まなければならない。
- (a) 施設の運転に関する運転限度と条件
 - (b) 防護と安全に関連する構造物、システム、機器、ソフトウェア及び手順が、単独で又は複合的に、あるいはそれ以外の原因で、潜在的被ばくをもたらすような状況、ならびにこのような故障の影響
 - (c) 外的要因が防護と安全に影響を及ぼす可能性のある状況
 - (d) 防護及び安全に関連する操作手順が誤っているような状況、及び当該過誤による影響
 - (e) 何らかの安全に関する変更が、もたらす防護及び安全上の結果
 - (f) 保安対策が、防護と安全に及ぼす影響、又はそれらの対策の変更が防護と安全に及ぼす影響。
- 3.34 {IV 5} 登録事業者及び許認可取得事業者は、安全評価において必要に応じて以下の事項を考慮しなければならない。
- (a) ある放射性物質の大量放出を発生させる要因と、このような放出を防止又は制御するために利用できる方策、及び格納施設の大規模な破損の発生時に環境中に

放出される可能性のある全ての放射性物質の最大放射能；

- (b) 全ての放射性物質を少量ながら継続的な放出を発生させる要因と、このような放出を防止又は制御するために利用できる方策；
- (c) あらゆる放射線ビームの予定外の作動を発生させる要因と、このような作動の発生を防止し、特定し、かつ制御するために利用できる方策；
- (d) 潜在被ばくの発生確率と大きさを制限するために、安全設備の単一故障が、他のいずれかの設備の故障をも誘発させないように、互いに独立し、冗長性があり、かつ多様な安全設備を配備することが適切と考えられる範囲。

- 3.35 [IV 6] 登録事業者及び許認可取得事業者は、安全評価が文書化され、該当する場合、関連する管理体系中で、独立して審査されるように確実に措置しなければならない。また、以下の場合には、その都度、技術仕様又は使用条件が引き続き適合していることを確認するため、必要に応じて安全評価の追加審査を実施しなければならない。
- (a) 施設あるいはその操作手順又は保守手順の重大な変更が計画されている場合、
 - (b) 潜在的な被ばくを発生させる可能性のある事故、故障、過失、又は他の事象についての運転経験又は他の情報が、現在の評価が無効になっている可能性があることを示している場合、
 - (c) 活動の重大な変更あるいはガイドライン又は基準の関連する変更が計画されている、又は既に実施された場合。

- 3.36 [IV 7] 安全評価の結果、又は何らかの他の理由によって防護又は安全措置を改善するための機会を利用することができ、尚且つ、それが望ましいと思われる場合、その結果として実施されるいかなる変更は慎重に実施し、かつ防護及び安全に対する全ての影響が望ましいものと判断された後に、初めて実施しなければならない。また、当該改善措置の全てを実施できないか、あるいは一度には実施できない場合、防護及び安全が最大限に改善されるような方法で優先順位を付けて実施しなければならない。

遵守状況の監視と検証

- 3.37 [2.38, 2.39, 2.40] 登録事業者及び許認可取得事業者は、次の全ての事項を確実に措置しなければならない。
- (a) 本基準の要件を遵守していることを、検証するために必要なパラメータの監視と測定を実施していること、
 - (b) 適切な措置が配置され、検証手順が実施されていること、
 - (c) 適切な間隔で、又は国際基準に基づき、これらに追跡可能な方法で装置が適正に保守され、検査され、及び校正されていること
 - (d) 本基準に従って実施した検査や校正の記録を含む、遵守状況の監視と検証結果を記載し、記録が保管されていること

深層防護

- 3.38 [2.35] 登録事業者及び許認可取得事業者は、以下の目的のために関連する潜在被ばく

の大きさと可能性に応じ、1つの層の故障が次の層で補完又は是正されるように、防護及び安全に関する多層（深層防護）のシステムが線源に対して確実に適用されているようにしなければならない。

- (a) 被ばくを発生する事故を防止すること、
- (b) 実際に発生した被ばく事故の影響を軽減すること、
- (c) 被ばく事故発生後に、線源を安全な状態に復旧すること。

設計上の良好な慣行

3.39 [2.36] 登録事業者及び許認可取得事業者は、他の責任を有する当事者と協力して、適合するものについて、行為に含まれる線源の設置、配置、建設、組立て、コミッションニング、運転、保守及び廃止措置が、必要に応じ次の事項を反映した健全な工学設計に基づいて行われているように確実に措置しなければならない。

- (a) 承認された規定及び基準を考慮していること、
- (b) 施設の使用期間全体を通して防護及び安全を確保するため、信頼できる管理上及び組織上の機能によって支援されていること、
- (c) 事故防止、事故の影響の軽減、及び将来の被ばくの制限に重点を置き、品質、冗長性、検査の容易性を考慮に入れた上で、正常運転時に信頼できる性能を確保できるように施設の設計と製造、ならびに施設を使用する運転に関して十分な安全裕度を設けていること、
- (d) 防護と安全に関する研究成果及び経験からの教訓のみならず、技術基準の進展を考慮に入れていること。

事故防止及び緊急時の準備計画

3.40 [IV10] 登録事業者及び許認可取得事業者は、防護及び安全に関連するソフトウェアを含む施設の構成機器及び活動が、可能な限り事故を防止するように設計され、製造され、操作され、保守されるよう確実に措置しなければならない。

3.41 [IV11] ある施設又は活動に関わる登録事業者又は許認可取得事業者は、以下について適切な措置を講じなければならない。

- (a) 施設又は活動に関連して予測されている事故又は事象を可能な限り防止すること、
- (b) 実際に発生した事故、事象の影響を制限すること、
- (c) 作業従事者に対して、彼らの潜在的被ばくを制限するために必要な情報、訓練及び機器を提供すること、
- (d) 施設の運用及び予測しうる潜在的な事故の抑制に関する適切な手順が確実に用意されていること、
- (e) 異常な状態又は不十分な性能をもたらす恐れのある劣化が生じていないことを確認するため、ソフトウェアを含む安全上重要なシステム、機器及び措置を定期的に検査できるようにすること、
- (f) 防護設備と安全設備を維持するために、適切な保守、検査及び試験が、不当な

職業被ばくを発生させずに確実に実施できるようにすること、

- (g) 使用運転条件が、使用範囲を超えた場合、該当する場合には常に施設からの放射線出力を安全に閉止するか、又は低減させるような自動システムを設置すること、
- (h) 防護又は安全に重大な影響を与える恐れのある異常な使用条件を、是正措置を適時に講じられるように十分迅速に応答可能なシステムによって確実に検知できるようにすること、
- (i) 安全に関する全ての資料が、確実に当該地域の言語で記述されていること。

3.42 [IV12] 安全評価の結果、作業従事者又は公衆のいずれかに影響を与えるような緊急事態の可能性が、合理的に考えて、まだ残存していることが示された場合、登録事業者及び許認可取得事業者は人と環境を保護するための緊急時対応計画を準備しなければならない。登録事業者及び許認可取得事業者は、この計画に従って、以下の事項を確実に講じなければならない。

- (a) 緊急時計画の中の措置に関係するか、又はその措置に影響を受けるような、登録事業者又は許認可取得事業者の管理下にある作業従事者は、適切かつ十分に訓練され、場合に応じて適当な防護装備及び線量計を支給されていること、及び
- (b) 場合に応じて、計画の中の措置に関する予行演習が、適切な間隔で実施されていること。

3.43 [IV21] 登録事業者及び許認可取得事業者は、緊急時対応計画を実施する責任を負わなければならない。また、施設又は活動に関する想定事故又は事象に対応し、それを是正するため、必要となるあらゆる活動を実施する準備を整えておかななければならない。

3.44 [IV22] 異常な被ばくを発生させる可能性のある施設及び活動に関して、事故の展開を制御するか、又はその展開に影響を与えるための措置や、その影響を緩和するための措置を講じなければならないような可能性がある場合、登録事業者及び許認可取得事業者は、以下の事項を実施しなければならない。

- (a) 事故に対する防護設備及び安全設備の予測される応答を考慮して、サイト内における事故対応に関するガイダンスを事前に準備すること、
- (b) 線源に関連する事項の展開と影響を抑制するために必要となる可能性のある設備、機器及び診断方法を利用できるようにしておくこと、
- (c) 事故が発生した時取るべき手順について、運転要員及び緊急対応要員に対して訓練を実施すると共に、定期的な再訓練を実施すること。

調査と追跡調査（調査と再調査）

3.45 [IV18] 下記のいずれかの場合、登録事業者及び許認可取得事業者は、規制機関が定める正式調査を実施しなければならない。

- (a) 防護及び安全に係る量又は運転上のパラメータが、調査レベルを超えるか、または運転条件の規定範囲を逸脱した場合、及び

- (b) 関連する限度、又は運転制限を超過する量を生じさせる可能性がある機器の故障、事故、過失、不慮の事態又はその他の異常な事象あるいは状況が発生した場合。

- 3.46 {IV19} 登録事業者及び許認可取得事業者は、事象の発生後、可能な限り迅速に調査を実施し、その原因について報告書を作成しなければならない。当該報告書には、実際に被ばくした線量、あるいは預託線量を検証又は決定し、類似事象の再発防止のための勧告を記載しなければならない。
- 3.47 {IV20} 登録事業者及び許認可取得事業者は、線量制限以上の被ばくなど、規制機関が定めた事象に関連する公式調査に関する概要報告書を可能な限り迅速に規制機関、及び必要に応じて、他の関係者に対して伝達しなければならない。

運転経験のフィードバック

- 3.48 {IV23} 登録事業者及び許認可取得事業者は、防護及び安全上の重要な平常時及び異常時の運転の両方に関する情報を、必要に応じて確実に規制機関及び規制機関の定めるその他の関係者に周知し、もしくは利用できるように措置しなければならない。この種の情報とは、例えば、所定の活動に付随する線量、保守データ、事象及び是正措置の説明などが対象となろう。

放射線発生装置と放射線源に関する追加要件

- 3.49 {IV8} 登録事業者及び許認可取得事業者は、該当する場合、機器の納入業者と特に協力して以下の責任を確実に果たさなければならない。
- (a) 必要に応じて、以下の事項を満たすように適切に設計、製造された放射線発生装置又は放射線源、及び放射線発生装置又は放射線源を含む機器を提供すること。
- (i) 本基準に適合した防護及び安全が提供されていること。
- (ii) 設計上、性能上及び機能上の仕様に適合していること
- (iii) 機器、システム及びソフトウェアの防護及び安全上の重要度に見合った品質基準を満たしていること。
- (iv) 操作卓上に、使用者が理解できる適切な言語で、表示、ダイヤル及び指示を表示すること。(追加)
- (b) 放射線発生装置及び放射線源が適切な仕様と適合していることを実証するために確実に検査されていること。
- (c) 性能仕様書、運転及び保守指導書、及び防護と安全指導書などを含む、放射線発生装置又は放射線源の正しい設置と使用、ならびにこれに付随するリスクに関する入手可能な情報を、使用者が理解できる適切な言語で提供すること。
- 3.50 {IV9} 更に、必要に応じて、登録事業者及び許認可取得事業者は、放射線発生装置及び放射線源の供給者と共に以下の仕組みを確立し、維持するために適切な措置を講じなければならない。

- (a) 供給者が、放射線発生装置及び放射線源の使用、保守、運用経験、解体及び処分に関する情報、ならびに防護及び安全上重要な、正常又は異常な特定の運転条件に関する情報を、登録事業者及び許認可取得事業者から、もしくは他の使用者から入手すること。
 - (b) 他の登録事業者及び許認可取得事業者に影響するような防護又は安全上重要な情報、又は製品設計に対する防護又は安全面における将来の改善に影響するような情報を、登録事業者及び許認可取得事業者にフィードバックすること。
- 3.51 [IV13] 登録事業者及び許認可取得事業者は、放射線発生装置又は放射線源を使用又は保管する場所を選定する際、以下の要素を考慮しなければならない。
- (a) 放射線発生装置又は放射線源の安全に影響を与える恐れのある要因、
 - (b) 換気、遮へい、居住区域からの距離などの特性を含む、当該放射線発生装置又は放射線源から生じる職業被ばくと公衆被ばくに影響を与える要因、及び
 - (c) 上記の諸要因を考慮した工学的設計の実現可能性。
- 3.52 [IV14] 登録事業者及び許認可取得事業者は、放射性物質を大量に保有し、当該放射性物質が大量に放出される可能性のあるような施設のサイトを選定する際、防護及び安全に影響する恐れのある全ての特性と、当該線源によって影響を受ける恐れのある特性、ならびに、必要になった場合、敷地外における防護措置の実施可能性を考慮しなければならない。
- 3.53 [2.34] 登録事業者及び許認可取得事業者は、以下の事項を措置することにより、紛失、盗難又は損傷を防止し、承認されていない個人が、3.5 項に規定されたいずれかの活動を実施しないよう、放射線源を安全な状態に維持しなければならない。
- (a) 登録又は免許に定められた全ての関連要件に従わずに、放射線発生装置又は放射線源の管理を放棄しないこと。
 - (b) 放射線発生装置又は放射線源に関する管理の喪失、紛失、盗難又は行方不明に関する情報を速やかに規制機関に伝達すること、
 - (c) 承認されない限り、放射線発生装置又は放射線源を譲渡しないこと、及び
 - (d) 放射線発生装置又は放射線源が、それらの所定の場所にあり、安全な状態にあることを確認するため、移動できる放射線発生装置又は放射線源保有量に関する調査を定期的に、適切な間隔で実施すること。
- 3.54 [IV17] 登録事業者及び許認可取得事業者は、以下の記録を含む説明義務体系を、維持しなければならない。
- (a) 責任を有する個々の放射線発生装置又は放射線源の所在と説明、及び
 - (b) 責任を有する個々の放射線源の放射能濃度と形態。
- 3.55 登録事業者及び許認可取得事業者は、保有する放射線発生装置又は放射線源に関する説明義務記録を、求められた時には規制機関又はその他の指定機関と共有しなければ

ならない。

- 3.56 密封線源は、別表Ⅱに記載された分類体系に従って分類しなければならない。
- 3.57 放射線源又は放射線源を収容する装置の製造事業者は、それが実用可能であれば、線源自体及びその収容容器に国際標準化機構（ISO）[6]が推奨する標識を取り付けるよう確実に措置しなければならない。カテゴリ 1、2 及び 3 の密封線源に関しては、製造事業者は線源の近く、できれば遮へい上もしくは線源への潜在的な接近場所付近に、参考文献[7]に指定されている補完的な標識を付さなければならない。この補完的な標識は、輸送パッケージ、貨物コンテナ又は輸送容器、あるいは建物の入口ドアの外側表面に付していなければならない。
- 3.58 登録事業者及び許認可取得事業者は、それが実行可能な場合は密封線源が確実に特定可能であり、かつ追跡可能なように措置しなければならない。
- 3.59 登録事業者及び許認可取得事業者は、放射線源が使用されていない時には、それらが、安全を維持できるような適切な方法で保管されるよう確実に措置しなければならない。
- 3.60 登録事業者及び許認可取得事業者は、線源が使用中止となった時、それが適切な場合は資金面の準備も含め、放射線源の安全管理に関する措置を確実に講じなければならない。

職業被ばく

範囲

- 3.61 3.61 項から 3.105 項までに記載する計画被ばく状況における職業被ばくに関する要件は、3.1 項から 3.3 項までで述べた行為又は行為における線源による職業被ばく、もしくは第 5 章で述べる現存被ばく状況における復旧作業の実施による職業被ばくに対して適用される。自然線源による被ばくの場合は、必要に応じて、3.4(a),(c)及び(d)項に規定される職業被ばくに対してのみ適用される。

責任

雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者

- 3.62 { I.1} 登録事業者及び許認可取得事業者、ならびに通常被ばく又は潜在被ばくを伴う活動に従事する作業従事者の雇用主は、下記について責任を負わなければならない。
- (a) 作業従事者の職業被ばくの防護；及び
 - (b) 他の全ての関連した如何なる本基準の要件への適合。
- 3.63 { I.2} 雇用主が登録事業者又は許認可取得事業者である場合には、雇用主と登録事業者又は許認可取得事業者の両者の責任を負わなければならない。
- 3.64 { I.3} 雇用主が登録事業者又は許認可取得事業者は、本基準の要件を 3.61 項で指定し

た全ての職業被ばくに対して適用しなければならない。

- 3.65 { I.4} 雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者は、職業被ばくを伴う活動、またはその可能性のある活動に従事する全ての作業従事者に対して、以下の全ての事項を満たすように確実に措置しなければならない。
- (a) 別表Ⅲに指定する職業被ばくに関する適切な線量限度を超過しないように職業被ばくを管理すること、
 - (b) 職業上の防護及び安全を、本基準の基本要件に従って最適化すること、
 - (c) 職業上の防護及び安全に関する意思決定は、規制機関の定めるところに従って、記録し、適切な場合には関係者の代表者を通して、関係者が利用できるようにすること、
 - (d) 本基準の関連要件を実行するために職業被ばくを管理するための設計及び技術的措置を優先させて、防護及び安全に関する指針、手続き及び組織上の措置を確立すること、
 - (e) その種類と範囲が職業被ばくの予想される程度とその可能性に見合うような、防護及び安全に適合かつ十分な施設、設備及び役務を提供すること、
 - (f) 作業従事者のための必要な健康監視及び保健制度を提供すること、
 - (g) 適切な防護装備及びモニタリング機器を準備し、これらを適切に使用できるように措置すること、
 - (h) 適切かつ十分な人材及び防護及び安全に関する適切な訓練を提供し、また、所定の能力レベルを保証するために必要な、定期的な再訓練と能力向上訓練を行うこと、
 - (i) 本基準の要求に従い、適切な記録を保管すること、
 - (j) 防護及び安全に関して、本基準の有効な実施の達成に必要な全ての手段に係る事項について、適切な場合には代表者を通して作業従事者との協議及び協力を円滑に行うための措置を講ずること、
 - (k) 安全文化を推進するために必要な条件を整えること。
- 3.66 { I.5} 雇用主、登録事業者又は許認可取得事業者自身の作業に直接関係しない行為、あるいは自分の作業には要求されない自然放射線源によって被ばくした場合、当該従事者は公衆と同様の防護レベルを与えるよう、確実に措置されなければならない。
- 3.67 { I.8} 雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者は、作業従事者に次のことを確実に認識させるために必要な場合は、管理上の措置を行わなければならない。すなわち、一般的な職業上の健康及び安全プログラムにおいて、防護及び安全は不可欠の要素であること、また、放射線に対して自分自身と他人を防護すること、及び線源の安全を保持することに関して、作業従事者が一定の義務と責任を有するようにすることである。
- 3.68 { I.9} 雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者は、作業従事者が本基準の要件遵守

を促進しなければならない。

3.69 { I.12} 雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者は、本基準の遵守要件に抵触する可能性のある状況を特定した作業従事者からの報告を記録しなければならない、また適切な措置を講じなければならない。

3.70 { I.14 じ} 本基準のどの部分も、作業と関係しない自然線源からの放射線の危険を含めて、作業場所における危険を管理するために適用される国及び地方の法令及び規則に従うことから雇用主を免責するものであると解釈してはならない。

作業従事者

3.71 { I.10} 作業従事者は、以下のことを行わなければならない。

- (a) 雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者によって定められた、防護及び安全について適用できるあらゆる規則及び手順に従うこと、
- (b) 提供されたモニタリング機器、防護装備及び防護衣を適切に使用すること、
- (c) 防護及び安全、及び作業従事者の健康監視と線量評価プログラムの実施に関連して、雇用主、登録事業者又は許認可取得事業者と協力すること、
- (d) 従事者自身及び他人に対する効果的かつ包括的な防護及び安全を確保するため、彼らの過去及び現在の作業に関する情報を、雇用主、登録事業者又は許認可取得事業者に提供すること、
- (e) 本基準の要件に違反する状況に自分自身又は他人を置くような故意の行動を取らないこと、
- (f) 本基準の要件に従った作業を行うことを可能にするような防護及び安全に関する情報、指導及び訓練を受け入れること。

3.72 { I.11} もし何らかの理由で、作業従事者が本基準の順守に悪影響を与える可能性のある状況を確認した場合、当該作業従事者は可能な限り迅速にそのような状況を雇用主、登録事業者又は許認可取得事業者に報告しなければならない。

雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者の協力

3.73 { I.30} 作業従事者が、その雇用主の管理下にない線源に関係するか、又は関係する可能性のある作業に従事する場合、その線源に責任のある登録事業者又は許認可取得事業者と雇用主は、両当事者が本基準に適合するために必要な範囲で、協力しなければならない。

3.74 { I.31} 適切な場合には、登録事業者又は許認可取得事業者と雇用主との間の協力には以下の項目を全て含めなければならない。

- (a) このような作業従事者のための防護措置と安全対策が少なくとも、登録事業者又は許認可取得事業者の従事者のために提供されている措置や対策と同等であるようにするため、特別な被ばく制限方法及びその他の手段を策定し、適用すること、

- (b) このような作業従事者が受ける線量について特別な評価を行うこと、
- (c) 職業上の防護及び安全に対する、雇用主及び登録事業者又は許認可取得事業者のそれぞれの責任の明確な配分と文書化を行うこと。

3.75 { I.6, I.7, I.13, I.45} 当事者間の協力の一貫として、線源又は被ばくに責任のある登録事業者又は許認可取得事業者は、本基準に従って作業従事者の防護及び安全を保証する目的で、以下を行わなければならない。

- (a) 自営の個人を含め、雇用主から、当該作業従事者の過去の職業被ばく履歴、及び他の必要な情報を入手すること、
- (b) 雇用主が要求する可能性のある本基準の順守に関する入手可能な全ての情報を含む、適切な情報を雇用主に提供すること、
- (c) 作業従事者と雇用主の両者に適切な被ばく記録を提供すること。

防護及び安全体系の運用

3.76 { I.29} 雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者は、以下に掲げる階層的な予防原則に従って、良好な工学設計による制御と十分に満足のいく作業条件の準備を最大限にすることにより、防護及び安全の達成において、管理手順及び個人用防護設備に依存する必要を最小限に留めなければならない。

- (a) 工学的制御
- (b) 管理手順
- (c) 個人用防護設備

3.77 登録事業者及び許認可取得事業者は、職業上の防護及び安全が本基準の関連する要件に従って最適化されることを確実に実施する彼らの責任の一貫として、以下の事項を実施しなければならない。

- (a) 適切な場合、作業従事者の代表を通して、作業従事者を最適化のプロセスに参加させること、
- (b) 必要に応じて、職業線量拘束値を規定すること。

3.78 { I.26} 雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者は、作業従事者、あるいは適切な場合には作業従事者の代表と協議の上、以下の各事項を実施しなければならない。

- (a) 作業従事者及び他の人々の防護及び安全について、その適切なレベルを保証するために必要な所内規程と手順を規定し、文書化すること、
- (b) この所内規程及び手順には、関連する調査レベル又は認定レベル、及びこれらの値を超えた場合に取るべき手順を含めること、
- (c) 所内規程及び手順、ならびに防護措置及び安全対策を、それが適用される作業従事者及びこれらにより影響される可能性のある他の人々周知させること、
- (d) 放射線被ばくを伴う作業を適切に監督するように措置し、規程、手順、防護措置及び安全対策が確実に順守されているようにするための合理的な全ての手段を講ずること、

(e) 適切な場合は、放射線防護責任者を指名すること。

区域の分類 管理区域

3.79 { I.21} 登録事業者及び許認可取得事業者は、以下の2項を目的として、特定の防護措置又は安全対策が必要、あるいは必要となる可能性のある区域を管理区域として指定しなければならない。

- (a) 通常の作業条件下における通常被ばくを管理し、又は汚染の拡大を防止すること、
- (b) 潜在被ばくを防止する、あるいはその程度を抑制すること。

3.80 { I.22} 登録事業者及び許認可取得事業者は、管理区域の境界を設定する際に、区域内で予想される通常被ばくの程度、潜在被ばくの可能性と程度、及び要求されている防護及び安全の手順の本質と範囲を考慮しなければならない。

3.81 { I.23} 登録事業者及び許認可取得事業者は、以下の全ての項目を実施しなければならない。

- (a) 物理的手段により、又はその手段が合理的に実行できない場合には、他の適切な手段により、管理区域を明示すること、
- (b) 線源が、断続的に運転又は稼動されるか、あるいは一つの場所から別の場所へ移動する場合には、適切な方法により一般的に広く行き渡っている状況に適した管理区域境界を示すと共に、照射時間を明示すること、
- (c) 管理区域の出入口及び管理区域内の他の適切な場所に、国際標準化機構 (ISO) [6]が推奨する標識及び適切な指示事項を掲示すること、
- (d) 必要に応じ、管理区域について、汚染の拡大防止のための物理的方策、所内規程及び手順書など、職業上の防護及び安全方策を確立すること、
- (e) 作業許可票の使用などの運営管理手順、及び施錠又はインターロックのような物理的障壁により、管理区域への出入を制限すること、また、制限の程度は予想される被ばくの大きさと可能性に見合ったものとする事、
- (f) 管理区域入口には必要に応じて以下のものを準備すること
 - (i) 防護衣及び防護設備
 - (ii) モニタリング機器
 - (iii) 個人の衣服の適切な保管場所
- (g) 管理区域出入口には、必要に応じて以下のものを準備すること
 - (i) 皮膚及び衣服の汚染モニタリング機器
 - (ii) 管理区域から搬出される物品又は物質の汚染モニタリング用機器
 - (iii) 手洗い又はシャワー設備
 - (iv) 汚染した防護衣及び機器の保管場所
- (h) 防護措置と安全対策又は管理区域境界を変更する可能性を決めるための条件を定期的に見直すこと。

区域の分類：監視区域

- 3.82. {I.24} 登録事業者及び許認可取得事業者は、すでに管理区域として設定されていない区域であって、特別の防護措置と安全対策は通常は不要であるが、職業被ばく条件を考慮すべき区域を、監視区域として設定しなければならない。
- 3.83. {I.25} 登録事業者及び許認可取得事業者は、監視区域内の放射線の危険の性質、発生率及び程度を考慮して、以下の各事項を実施しなければならない。
- (a) 適切な手段により監視区域の境界を示すこと、
 - (b) 監視区域への適切な出入口に承認された標識を提示すること、及び
 - (c) 防護措置と安全対策、または監視区域の境界変更の必要性を決定するための条件を、定期的に見直すこと。

作業場所のモニタリング

- 3.84. {I.37} 登録事業者及び許認可取得事業者は、必要に応じ雇用主と協力し、放射線防護責任者、及び必要に応じ他の有資格専門家の監督のもとで、作業場所のモニタリングプログラムを策定し、維持するとともに、これを継続的に検討しなければならない。
- 3.85. {I.38} 作業場所のモニタリングの種類と頻度は、
- (a) 以下に述べる事が十分に実施可能なものでなければならない。
 - (i) すべての作業場所の放射線状況の評価；
 - (ii) 管理区域及び監視区域内の被ばく評価、
 - (iii) 管理区域及び監視区域の分類の見直し。
 - (b) 周辺線量当量と放射能濃度、及びそれらの予想される変動を含み、また潜在被ばくの可能性と程度に適合したものでなければならない。
- 3.86. {I.40} 登録事業者及び許認可取得事業者は、該当する場合雇用主と協力し、作業場所のモニタリングプログラムから得られた知見の適切な記録を保存しなければならない。また、それを作業従事者が必要に応じてその代表者を通じて、その記録を利用できるようにしなければならない。

個人モニタリング及び被ばく評価

- 3.87 {I.32} 作業従事者の雇用主ならびに自営業者、登録事業者及び許認可取得事業者は、必要に応じて、個人モニタリングに基づいて、作業従事者の職業被ばく評価を実施する責任を負わなければならない。また、十分な品質保証プログラムのもとに、適切な線量計測サービスによる十分に適切な措置を講じなければならない。
- 3.88 {I.33} 管理区域内で通常作業しているか、または時々作業し、かなりの職業被ばくを受ける可能性のある全ての作業従事者に対して、それが適切で、妥当かつ実行可能な場合、個人モニタリングを行わなければならない。個人のモニタリングが不適切、かつ不適当または実行不可能な場合は、作業従事者の職業被ばくを、作業場所のモニタ

リング結果及び作業従事者¹³の位置や被ばく時間に関する情報をもとに評価しなければならない。

3.89 { I.34 } 監視区域内で定期的に作業する全ての作業従事者、または管理区域に時々入域する全ての作業従事者に関しては、作業場所のモニタリング結果、あるいは個人のモニタリング結果に基づいて、作業従事者の職業被ばくを評価しなければならない。

3.90 { I.36 } 雇用主は、呼吸用保護具を使用する作業従事者を含め、放射能汚染に被ばくする可能性のある作業従事者を確実に特定できるようにしなければならない。また、提供する防護策の有効性を実証するため、放射性物質の摂取または、必要に応じて、預託線量を評価するため、必要な範囲で適切なモニタリングを実施しなければならない。

被ばく記録

3.91 { I.44, I.49 } 雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者は、3.77-3.80 項において職業被ばくの評価が要求されている各作業従事者に関する被ばく記録を保存しなければならない。各作業従事者に関する被ばく記録は、当該作業従事者の就業期間と、その後、少なくとも当該作業従事者が 75 歳になるまで、あるいは 75 歳まで生きたとして、保存しなければならない。また、職業被ばくを伴う作業を止めてから 30 年以上保存しなければならない。

3.92 { I.46 } 被ばく記録には、以下の事項を含まなければならない。

- (a) 職業被ばくを伴う作業の一般的な性質に関する情報、
- (b) 該当する記録レベル又はそれを超える線量、被ばく及び摂取の情報、及び線量評価の基礎となるデータ、及び
- (c) 作業従事者が 2 人以上の雇用主に雇用されている期間に職業被ばくを受けているか、または受けた場合、それぞれの雇用主との雇用日及びそれぞれの雇用中に受けた線量、被ばく及び摂取に関する情報、及び
- (d) 緊急時の行動、または事故により受けた線量、被ばくまたは摂取の記録。これらは、通常作業中の線量、被ばくまたは摂取とは区別し、また、該当する調査報告の引用を含めなければならない。

3.93 { I.47 } 雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者は、以下を実施しなければならない。

- (a) 作業従事者が、作業従事者自身の被ばく記録の情報を入手できるようにすること、
- (b) 作業従事者の健康監視プログラムの管理者、規制機関、及び関係する雇用主が被ばく記録を入手できるようにすること、
- (c) 作業従事者が雇用主を変更した場合、新しい雇用主に通知する作業従事者の被ばく記録の写しを円滑に提供できるようにすること、

¹³ 監視を目的とした 3.89 項と 3.90 項の作業従事者の区別は、EU の法律「8」におけるカテゴリ A とカテゴリ B 作業従事者の区別と類似している。

- (d) 作業従事者が仕事をやめた場合には、規制機関、国の線量登録機関、または関係する登録事業者、あるいは許認可取得事業者のいずれかが、作業従事者の被ばく記録を保持できるように措置すること、
- (e) (a) - (d) の順守において、記録の適切な秘密保持にしかるべき注意を払うこと。

3.94 { I.48 } 雇用主、登録事業者あるいは許認可取得事業者が、作業従事者の職業被ばくを伴う活動を停止する場合は、規制機関、国の線量登録機関、または関係する登録事業者、あるいは、許認可取得事業者が被ばく記録を保持できるように措置を講じなければならない。

作業従事者の健康監視

3.95 { I.41 } 雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者は、適切な作業従事者の健康監視を実施するように措置しなければならない。

3.96 { I.43 } 作業従事者の健康監視プログラムは、次のように校正されていなければならない。

- (a) 労働衛生の一般的原则に基づいていること、及び
- (b) 対象とする作業に対する作業従事者の最初の適性、及びその後の継続的な適性を評価すること。

教育及び訓練

3.97 { I.27 (a) (c) (d) } 雇用主は、登録事業者及び許認可取得事業者と協力して以下を実施しなければならない。

- (a) すべての作業従事者に対して、通常被ばく及び潜在被ばくにかかわらず職業被ばくによる健康リスクに関する情報、防護及び安全に関する指導及び訓練、ならびに作業従事者の行動に関する防護及び安全上の重要性についての適切な情報を与えること、及び
- (b) 緊急事態の対応により影響を受けるか、またはそれに関与する可能性のある作業従事者に、適切な情報、指導及び訓練を提供すること、
- (c) 個々の作業従事者に対して行った訓練の記録を保管すること。

個人用防護装備

3.98 { I.28 } 雇用主、登録事業者及び許認可取得事業者は、以下の措置を確実に講じなければならない。

- (a) 以下のものを含む、関連基準または仕様を満たした適当かつ十分な個人用の被ばく防護装備機器を、必要に応じ作業従事者に提供すること、
 - (i) 防護衣
 - (ii) 防護特性について使用者に周知されている呼吸保護具、
 - (iii) 防護エプロン及び防護手袋並びに臓器防護用の遮へい器具